

『法曹』No.685 平成19年11月号抜刷 身辺雑記(二)

『法曹』2007年11月号

一 はじめに

本誌編集責任者から、なにか随筆をとのお話があり、その中で、奥田先生ならやはりマラソンか野球でしょうね、とのお言葉であった。送られてきた執筆要領には、「題材は、親睦志向きの随筆、紀行文等を」とあった。やはり肩の凝らないものがないようなので、前回(第六四九号・平成十六年二月号)の「身辺雑記——最高裁判事を退官して」の続編のようなものを書かせていただこうと思う。代わり映えのしない内容になってしまうがお許しください。

最高裁判所とのつながりは、第二期に入った「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」の委員(委員長)の仕事である。裁判所関係として、一つは、「皇居を走る会(奥田スクール)」があり、もう一つは「東京裁判所野球クラブ」のメンバーとしての野球試合がある。

本職の法科大学院の方は、発足後今年で四年目に入り、苦闘の連続の日々であるが、来年平成二〇年(2008年)三月末で私は定年となり、やつと解放されることになる。学生とともに走る会(奥田マラソン)は健在である。こちらの方は、定年後も是非続けてほしいとの学生の熱い思いに励まされている。

そんなわけで、今回もマラソンや野球の話題を中心としながら、それに少し別の話題を取り上げて、「身辺雑記(二)」とさせていただきますことにしよう。

二 皇居を走る会(奥田スクール)

平成一四年(2002年)四月に始まった皇居の周りを走る会は、その後も順調に回を重ね、今年七月で五五回目を迎え、登録メンバーも一二二人を数えるに至った。裁判所では、裁判官の紹介は年齢や大学の卒業年度によつてではなく、司法研修所への入所時期を表す「代〇〇期修習」の「期」で表すのが通例のようであるが、走る会(スクール)では「入学回」で表す。したがって、この七月に入つてこられた方は、第五五回入学生である(会員番号一二二番)。懇親会のテーブルでは、新入生は必ず校長先生(奥田校長)の隣の席に座ることになっており、宴の途中で自己紹介をしていただき、勤務先や職種、ランニング歴や入学の動機、抱負などを話していただく。発足(開校)当時は、最高裁判所の職員の方々が主であつて、それに東京地裁や高裁の職員の方々が加わるという構成であつたが、年月を経るにつれ、裁判所以外からもランニングやウォーキングの好きな方の縁故入学が増えてきて、多彩なメンバー構成となつてきている。裁判所関係では、田原睦夫最高裁判事が加わつてくださり、



また、横浜家裁から裁判官や調査官の方々が参加するなどの拡がりを見せている。転任先が少し遠くなってランニングの時間には間に合わなくても、懇親会には顔を見せてくださるとか、遠隔地の転勤先から再び東京へ帰ってきましたと、スクールを故郷のように思ってくださっている姿に接すると、なんともほのぼのとした思いに包まれる。懇親会は賑やかな語らいのうちに、名残^{なごり}を惜しみながら、一時間を少し過ぎたところでお開きとなる。

私の最近のランニングの調子はいえ、昨年の秋に痛めた右脚の大腿部がまだ治り切らず、ゆっくりペースで一周（五キロ）を走るのが精一杯、今はひたすら自然治癒に望みを託している次第である。

●三 同志社大の奥田マラソン

平成一六年（2004年）四月の法科大学院（ロースクール）発足後まもなく、その年五月の連休明けから始まった学生と一緒に走る週一回の奥田マラソンは、初年度は第三学年がなかったため、夕方の時間帯には授業が組まれていなかったたので、明るいうちに鴨川河川敷を走ることができた。ところが、翌年度に入ると、授業が夜の時間帯にも行なわれることとなったので、「走る会」の集合時刻を晩の七時半に遅らせ、明かりの灯っている京都御所（京都御苑が正式名称）内に集まることとし、一周一・五キロの御所（紫宸殿）の周りを四周することとした。ところが玉砂利で走りにくいのと、ゆっくり走る人からは先頭集団が見えず、孤独感を味わうことになってよくない。そこで昨年度（平成一八年度）からは、右手（西側）に御所、それを過ぎると左手（東側）に大宮御所の建物がある直線コース約一・一キロを三往復することとした。スタート地点は同志社大学のある今出川通に近い生け垣のところ、折り返し点は京都地方裁判所のある丸太町通沿いの生け垣である。この直線コースの玉砂利は比較的走りやすいのと、ウォーキング参加者にとっても半ばで折り返すとランナーと一緒にゴール地点に辿り着けるので都合がよい。一往復ごとに休憩をして、用意しておいたスポーツドリンクで渴きをいやす。学期始めには三十人も集まったことがあったが、日が経つにつれて、授業の予習や演習での発表の準備、あるいは提出すべきリポートの作成に追われて参加者が漸減^{ぜんげん}し、春学期の試験が近づくころには、十数人になった。この人たちは、本当に走るのが大好きのようで、スピードを競い合いたい者たちも何人かはある。そこで今年度取り入れた方法は、三往復目の往路までは我慢して私のゆっくりペースに合わせて走ること、その代わり、三往復目の復路（最終コース）は自由競走とし、私の号令とともに飛び出してよらしい、ということにした。私のこの作戦はまんまと的中した。三往復目の往路までは、楽しくがやがやしゃべりながら走っていたが、復路、号令を聞くやいなや、弾丸のように飛び出し、みるみる姿が小さくなる。私が半分を少し過ぎた頃には先頭ランナーは、ゴールし終わっている。私は毎回の「走る会」の案内を手作りのポスターで学生自習室や教室横の掲示板に出すことにしているが、学生たちの希望もあつ



て、自由競走の上位一位から四位までの者の学年・氏名をこのポスターに掲載することとした。これが、互いの競走心を刺激したのか、今や上位争いは激烈で大変な盛り上がりを見せている。こうして、遅いランナーも、初心者も、そしてウオーキングの人たちも、みんな楽しく満足な時間を共有できていることが、とても嬉しいことと思っている。今年度は雨に妨げられたりして、七月までで合計十回しか走る集いをもつことができなかったのも、学生の希望で夏休み中の八月八日の夕方に鴨川河川敷に集まって、賀茂大橋から出雲路橋までの一・二キロを三往復するランニング、そのあとは大学近くの居酒屋で懇親会を持った。二人も集まった。久しぶりのランニングと猛暑のせいでこたえたようだったが、その分、ビールの味は格別だった。秋のランニングは、九月五日から再び御所で毎週水曜日の夜に続けることになっている。

●四 野球のこと

東京裁判所チームの一員としての奥田投手は、その後も健在であつて、名古屋での秋の三庁対抗戦では、前年に続き、平成一六年、一七年、一八年と連続優勝に貢献することができた。ただ、このように書くことに若干のためらいを感じるのは、名古屋、大阪の両チームは老年投手に抑え込まれるほど弱いのか、と思われることである。そうではない。裁判官は、東京を含めて、若手も中堅も、みな仕事の質・量双方の重圧でほとんど練習する機会がない上、ランニングなどの基礎トレーニングに欠け、投手陣は四球で崩れ、野手はエラーで自滅することが多いのである。東京チームは打撃に優れ、長打を連発してくれるのは頼もしい限りであるが、二塁ベースに到達し、あるいは遅いランニングぶりで三塁打にするまではよいのだが、脚の痙攣や、軽い肉離れを起こしてリタイヤーする選手が二、三人であるなどの課題を抱えている。打開策は仕事がもう少し少なくなることであるが、これは私が望んでもどうにもならない。三庁対抗戦は裁判所内部の親睦行事だから、楽しくはしゃいでおればよいのだが、対外試合である春、秋の法曹野球となると悩みは深刻である。私は法曹野球（船橋市のグラウンドで行なわれる）には平成一八年春（四月二九日）の大会に参加しただけに止まっているが、法曹野球では青年軍（三五歳未満）と壮年軍（三五歳以上）の二チームに分かれて対戦する。弁護士会や検察庁のチームは精鋭をそろえ、かなりの練習を積んで試合に臨んでいる。当然、優勝争いは、青年軍、壮年軍ともに弁護士会と検察庁の間で繰り広げられる。裁判所チームは、せめて検察庁には一矢を報いたいと意気込んで対戦するものの、戦力の格差は年々拡がるばかりで、全試合が終わった後の懇親会（表彰式）では、最高裁長官杯をはじめ幾つかの賞は、すべて裁判所チームの頭上を通過していくのを見送るのみである。屈辱をバネにして来シーズンこそは、と思つてはみても有効な手立てが見つからないのが、なんとも残念である。

野球に關しての話題をもう一つ。同志社大学法学部と大学院法学研究科の教員・学生・



ゼミOBの有志で、京セラドーム球場（旧名称は大阪ドーム）を借り切つて親睦試合をした。時は平成一八年二月一八日（月曜日）、夜の九時半から一一時五〇分までの貸切である。球場に入ると、「草野球に球場を貸します。」「草野球でも気分はプロ野球選手！」といった案内チラシが置いてある。狭い通路を案内されてグラウンドに降り立ったときは、感動した。赤土のグラウンド、明るいナイターの照明のなかで、マウンドに立ち、九回を無四球で完投した。一一時五〇分にグラウンドを出ると、通路には次のチームが待機していた。夜が遅い時間帯ほど、使用料金が安いので、野球好きには夜中も夜明けも関係なさそうだが、だいたい一二月一八日などという寒い時期の夜遅くに試合をする私たちも変り者であるが、同類がたくさんいることが微笑ましかった。仲間とタクシーで京都に帰り着いたのは一時をかなり過ぎていた。翌日は、疲れもなく、午前、第二時限の債権総論（未修者向け）の授業、午後は民事法演習（二年次生）をいつもどおり行うことができた。

●五 ヒルティ―と私――老年の心得――

私の愛読書の一つにカール・ヒルティ―の『幸福論』（全三巻）がある。カール・ヒルティ―は一八三三年二月二八日生まれ。ドイツで法学を修め、母国スイスで国際法・国法学の教授を務めるかたわら、弁護士としても活躍したが、わが国では、『幸福論』や『眠られぬ夜のために』の著者として知られている。キリストの精神を深く身に体した思想家である。私よりほぼ百年前に生まれた方であるが、その著作は強く私の心を捉える。その『幸福論』の第三巻（一八九九年、六六歳の著作）の中に、老年にさしかかろうとする者に対するアドバイスがあるので、それを紹介したい。

まず、健康に関して次のようにいう。

「人間の肉体上および精神上の健康にとって最も有害なものは、道徳的欠陥である。或る程度の長寿と、病氣の際の肉体の回復力とを望むならば、そのような欠陥は絶対に排除されねばならない。」

と述べたあと、過度の飲酒や食べ過ぎ、良い空気と十分な運動の得られない都会生活、睡眠を取らなければならない時間までの夜ふかしなどが病氣の誘因となるといい、

「世の中で最も健康な生活は、純粹な心と偉大な思いと絶えざる有益な仕事を伴なつた、単純な生活である。」

と言う。そして、

「老年に見られる大きな誤ちは、うしろを振り返るということである。」
と言い、

「率直な心とその上明晰な頭とを持つている人ならば、それによつて悲しい気分を惹き起される以外にない。なぜなら数多くの大失敗を犯したことも、貴重な時間を浪費したことも、善をなすための能力と機会をみすみす活用しなかったことも

ないような人生は決して存在しないからである。老年においてはむしろ過去をもつぱら一まとめにして考えて、われわれを多くの不幸と不正から守り、虚栄心と享楽欲のきずなから解き放ち、一切の事を、じぶんではとうていなしえないほど良くなし給うた神に対して、感謝しなければならぬ。根本的にこの気持が支配するならば、過去はその正当な意味を全うしたのである。いま思うこと、行なうことは、老年の場合、以前にもまして、現在と未来に向かうべきものである。われわれのまだないうる一切の善を行なうこと、来世におけるはるかにまさった活動を——その性質について多くの詮索をしないで——喜びをもって信ずること、そして自分の過去にこだわるのも、死への恐怖も同様に、自由な人間にふさわしくないとして斥けること。これが、年をとること自体——それはなお他の諸事情に左右されるから——を防止するものでなくても、できるかぎり健康で、精神的に澆刺とした老年を可能にするための最良の処方である。」

とエールを送ってくれている。

また、睡眠の大切さを説き、

「あらゆる休養手段のなかで最上のものは、睡眠である。……不眠症は、時によると恐るべき病気であって、長期にわたれば精神の健康をも冒しかねない。しかし不眠症にもしばしばやはりそれなりの意味があり、これはよく考えてみなければならぬ。」

と言い、

「眠られぬ夜は、正しく用いられさえすれば、しばしば極めて大きな祝福であり、神のほんとうの恩恵である。……眠られぬ夜は、自分自身についての内省に到り、昼間の騒音のもとでは聞くことのできなかつた神の声を聞くための唯一の手段である。」

といつて慰めてくれている。

「そしてまた、床に就く前によい思いを抱くこと、心に神と人に対する平和を持つこと、直前に刺激的な交際や仕事や読書、まして観劇などをするのを避けることによつて、或る程度は避けられる。……人工的な睡眠剤は、いつも危険である。」

「睡眠とやらんで、日曜日は神の御心に叶った休養の時であり、これを規則正しくかつ有効に利用する人は、休暇や「息抜き」をどうしても必要とすることはなく、やむを得ぬ場合には、一年中「六日間働く」ことを続けられるであろう。……通常の休養をきちんと利用していれば、病後の場合は別として、特別の休養は必要でない。」

「睡眠と日曜日の休息のほかに、——たいへん矛盾のように聞こえるが——仕事（ということはそのなかでの気分転換）が最善の休養である。仕事は人間の義務でも使命

でもあり、これを果たすことなしに人が地上で精神的にも肉体的にも健康な生活をすることはできない。そして仕事をうとんじて、もっぱら仕事のない生活を送ろうとする、ないしは少なくともできるだけ早く「引退生活に入ろう」とする人々は、最大の愚か者である。それは完全な思い違いである。節度を保った仕事のほうが単なる休息よりもよく健康を維持し、またおよそ「われわれに与えられた本分」なのである。」（前田護郎・杉山好共訳、一九五九年、白水社刊）。

ヒルテューは続けて、非常に高齢にいたるまで仕事をするための具体的なアドバイスを書いてくれているが、それは省略することにする。

読者はどうお感じになったかわからないが、私は、百年前の著作と思えない新鮮さを覚え、共感を抱いた。規則正しい生活を大切に、内に感謝と喜びが湧き出るような生き方、そして生涯、有益な仕事を続けることに人生の意義を見いだして生きぬいたヒルテューは、これからも長く私の心の友でありつづけてくれるような気がしている。

（特別会員・元最高裁判所判事）

〔『法曹』No.685 平成19年11月号抜刷より転載〕

